

大津市地域防災計画

【原子力災害対策編】

令和8年3月

大津市防災会議

目次

第1章	総則	1
第1節	基本的事項	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第2節	計画の性格	3
第1	大津市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	3
第2	大津市地域防災計画各編との整合性	3
第3	計画の修正	3
第3節	計画の周知徹底	4
第4節	計画の基礎とすべき災害の想定等	5
第1	大津市の地域特性等	5
第2	予測される影響等	8
第3	琵琶湖への影響予測	11
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲に対する本市の考え方	12
第6節	防災関係機関の事務または業務の大綱	13
第1	大津市	13
第2	指定地方行政機関	13
第3	陸上自衛隊	14
第4	滋賀県	14
第5	滋賀県警察本部・大津警察署・大津北警察署	15
第6	指定公共機関	16
第7	指定地方公共機関	17
第8	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	19
第2章	原子力災害事前対策	21
第1節	原子力事故災害対策における正しい知識の普及と情報共有	21
第1	市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有	22
第2	学校教育における原子力災害に関する知識の普及	22
第3	防災業務関係者に対する研修	22
第4	防災訓練の実施	23
第2節	県が行う原子力事業者の防災業務の把握	24
第3節	平常時からの国、県の防災体制に関する連携に向けた情報の収集	25
第4節	情報の収集・連絡体制等の整備	26
第5節	情報の分析・通信手段の確保	27
第1	情報の分析整理	27
第2	情報の収集・連絡への備え	27
第6節	災害応急体制の整備	28
第1	警戒配備をとるために必要な体制等の整備	28
第2	災害対策本部体制等の整備	28
第3	長期化に備えた動員体制の整備	28
第4	防災関係機関相互の連携体制	28
第5	消防の相互応援体制	28

第6	広域的な応援協力体制の拡充・強化	29
第7	複合災害に備えた体制の整備	29
第8	人材および防災資機材の確保等に係る連携	29
第7節	避難収容活動体制の整備	30
第1	避難計画の策定	30
第2	避難体制の整備	30
第3	避難所等の整備	30
第4	要配慮者等の避難体制の整備	30
第5	市民等の避難状況の確認体制の整備	31
第6	指定避難所・避難方法等の周知	31
第8節	救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	32
第1	救助・救急活動用資機材の整備	32
第2	医療機関との連携	32
第9節	市民等への的確な情報伝達体制の整備	33
第1	情報伝達体制の整備	33
第3章	緊急事態応急対策	34
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34
第1	国および滋賀県と原子力事業者が行う情報の収集・連絡および影響の把握	34
第2節	活動体制の確立	35
第1	市の活動体制	35
第2	応援要請及び職員の派遣要請等	37
第3	自衛隊の派遣要請等	38
第4	防災業務関係者の安全確保	38
第3節	屋内退避および避難等の防護活動	39
第1	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	39
第2	避難所	43
第3	飲食物、生活必需品等の供給	43
第4節	飲食物の摂取制限等	44
第1	農林水産物の採取および出荷制限ならびに飲食物の摂取制限	44
第2	飲料水および飲食物の確保・供給	44
第5節	緊急輸送活動	45
第6節	医療体制の確保	46
第7節	市民等への的確な情報伝達活動	47
第1	市民等への情報伝達活動	47
第2	市民等からの問い合わせに対する対応	47
第4章	原子力災害中長期対策	48
第1節	放射線モニタリングの実施と結果の公表	48
第2節	影響調査の実施等	48
第3節	風評被害等の影響の軽減	48
第4節	健康相談体制の整備	48
第5節	各種制限措置の解除	48

第6節 復旧・復興事業からの暴力団排除.....	48
--------------------------	----

第1章 総則

第1節 基本的事項

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害において大津市が放射性物質による汚染などの影響を受けた場合を想定し、大津市防災会議が、市域の災害予防、災害応急対策及び事後対策について必要な措置を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、上記以外の原子力発電所および原子力発電所以外の原子力施設や放射線施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で発電所および施設外へ放出された場合、ならびに核燃料物質等の輸送中に放射性物質または放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出された場合に際しても、この計画に準じて措置する。

第2 計画の構成

本市の地域防災計画は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災等の災害を教訓として、平成10年3月に全面修正したことに続いて、平成15年6月11日に公表された琵琶湖西岸断層帯の地震に係る長期評価に対して実施した防災アセスメント（被害想定等）結果による修正等を行ってきた。この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や多発する台風、局部的豪雨の発生、竜巻や突風等の近年の災害を踏まえて、市及びその他の防災関係機関、さらには市民の役割と責任を明らかにし、風水害、震災、大規模事故、原子力災害に対処するための基本的な計画である。

計画の構成及び内容は次のとおりとする。

第1章 総則

計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念を定める。

第2章 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とする。

第3章 緊急事態応急対策

原子力災害が発生する恐れがある場合、又は原子力災害が発生した場合に原子力災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、原子力災害の発生及びその拡大を防止するための基本的な計画とする。

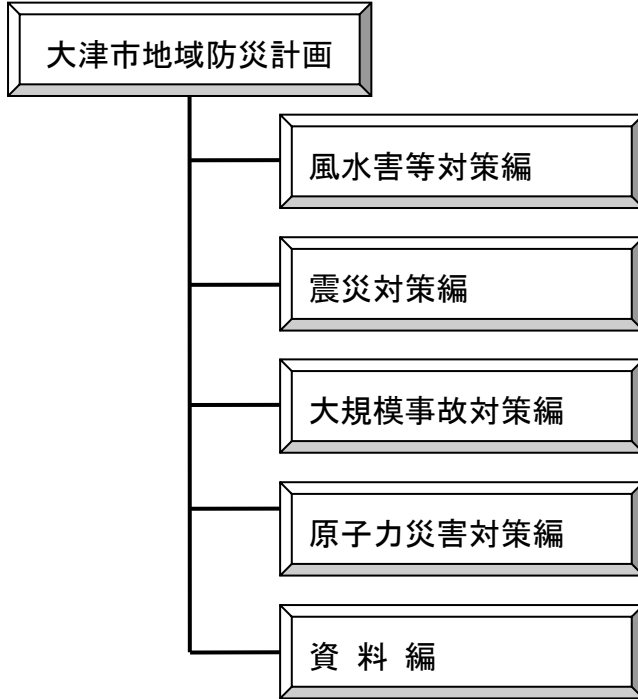
第4章 原子力災害中長期対策

原子力災害の特殊性を鑑み、原子力災害が発生した後の対策を定める基本的計画とする。

資料編

計画書本編を補足するための資料（地図、施設の一覧表等）を記載するもの。

大津市地域防災計画の構成



第2節 計画の性格

第1 大津市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）、および「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「県防災計画」という。）を十分に尊重し作成するものである。

第2 大津市地域防災計画各編との整合性

この計画は、「大津市地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「大津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編）」によるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年見直しを行い、国の防災基本計画の修正や、指針の改定が行われた場合、地域防災計画または市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の基礎とすべき災害の想定等

この計画ならびにこの計画に基づく防災対策は、東日本大震災が発災した際の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）での放射性物質拡散状況や滋賀県が平成23年度に実施した大気予測シミュレーションによる放射性物質拡散予測結果（以下県予測結果という。）を参考とするものである。

第1 大津市の地域特性等

(1) 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。

また、大津市内から最も近い関西電力株式会社の大飯発電所までの距離は、最短で約34kmの位置関係にある。

(2) 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平均値（1991年～2020年）で4.1m/sである。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。

（気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2024年12月、今津および長浜1978年11月～2024年12月）

大津市では、気象庁（大津観測所）の観測（1976年～2011年）によると、主に西の風の風系が観測されている。

[計画の対象となる原子力事業所 (1/4)]

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉ふげん	高速増殖原型炉もんじゅ
事業者名	日本原子力発電株式会社		国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構
所在地	敦賀市明神町1		敦賀市明神町3	敦賀市白木2
設置番号	1号炉	2号炉	—	—
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	55.7万kW	71.4万kW
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	16.5万kW	28.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約52トン	約89トン	—	—
本格運転 開始年月日	S45.3.14 H27.4.27 廃止措置中	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 廃止措置中	H30.3.28 廃止措置中

[計画の対象となる原子力事業所 (2/4)]

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力株式会社		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約40トン	約48トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S45.11.28 H27.4.27 廃止措置中	S47.7.25 H27.4.27 廃止措置中	S51.12.1

[計画の対象となる原子力事業所 (3/4)]

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約91トン	約91トン	約91トン	約91トン
本格運転 開始年月日	S54.3.27 H30.3.1 廃止措置中	S54.12.5 H30.3.1 廃止措置中	H3.12.18	H5.2.2

[計画の対象となる原子力事業所 (4/4)]

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦1			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (RWR)	加圧水型軽水炉 (RWR)	加圧水型軽水炉 (RWR)	加圧水型軽水炉 (RWR)
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン 燃料	低濃縮二酸化ウラン 燃料	低濃縮二酸化ウラン 燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	低濃縮二酸化ウラン 燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料
燃料装荷重量	約72トン	約72トン	約72トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

第2 予測される影響等

東日本大震災が発災した際、福島第一原発から最大で47km程度離れた飯舘村において、放射線量が局所的に高く点在する汚染地域が発生した。また、県予測結果によると、本市北部には、甲状腺被ばく等価線量が50mSv～100mSvと予測されている地域があり、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置の実施が必要となる可能性が示されている。

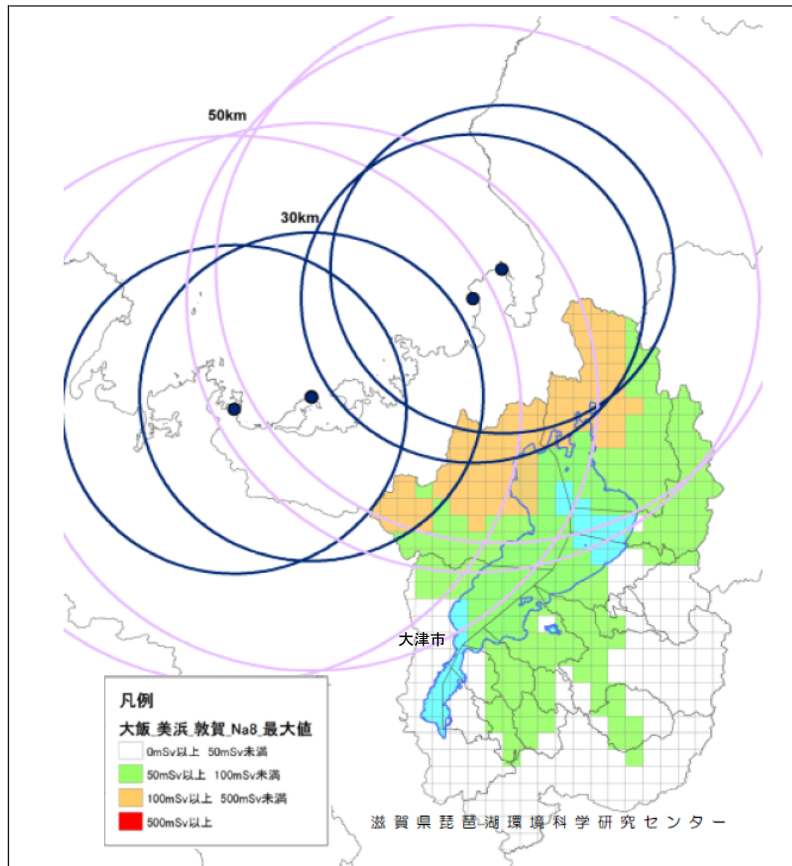
なお、原子力発電所の事故による周辺環境への影響は、気象条件や周辺の地形等により異なり、影響が生じる場合のリスクを考慮する必要もあることから、異常事態発生時の気象状況により放射性物質の影響が大津市にまでおよび、またはおよぶ恐れを考慮して、大津市における原子力事故災害の想定とするものとする。

【東京電力福島第一原発事故に伴い、設定された避難指示区域状況
 (平成28年10月28日原子力災害対策本部発表)】



[放射性物質拡散予測シミュレーション結果統括図]

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



第3 琵琶湖への影響予測

滋賀県が、平成24年度から平成25年度までにかけて行った放射性物質による琵琶湖への影響予測の結果は、以下のとおりであった。

(1) 地表面への沈着

ア 福島第一原発から飯館村までにかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万Bq/m²を超える地域が本市等で見られた。

イ 放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、指針における防護措置基準（早期防護措置：OIL2）に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が本市等で見られた。

※ OIL（Operational Intervention Level 運用上の介入レベルのこと。）

(2) 琵琶湖水への影響

琵琶湖表層（水深0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は、浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（OIL6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、摂取制限基準である200Bq/kgを超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖では7日間程度、摂取制限基準である300Bq/kgを超える水域が見られた。

なお、南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと、また、河川からの流入の影響を受けやすいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲に対する本市の考え方

指針において示されている「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：半径30km圏内）」や、県予測結果の屋内退避または避難の準備が必要なレベルの線量となる区域（UPZ：最大43km圏内）を踏まえると、本市はUPZ外であり、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に指定されていない。ただし、第4節 計画の基礎とするべき災害の想定等を鑑みると、事故状況等によっては放射性物質の影響が津市にまで及ぶ可能性がある。また、県防災計画では、異常事態発生等の気象状況により、万一UPZ以外の地域に影響が及び、または及ぶおそれがある場合は、UPZで行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずるとされている。

そこで、本市は万が一の事態を想定し、東日本大震災が発災した際、福島第一原発から最大で47km程度離れた飯館村において、放射線量が局所的に高く点在する汚染地域が発生したことを教訓として、一番近いおおい町の原子力発電所より47km圏内に位置する小松学区全域、木戸学区全域、葛川学区全域、和邇学区のうち和邇北浜及び栗原、伊香立学区のうち伊香立上龍華町及び伊香立途中町を本市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲と設定し、あらかじめ防護措置等を定めるものとする。

第6節 防災関係機関の事務または業務の大綱

市における主な防災関係機関は、災害予防、応急対策および災害事後に係る業務として、おおむね以下の事項を処理するものとする。

第1 大津市

- ア 大津市防災会議に関する事務
- イ 原子力防災に関する組織の整備
- ウ 原子力防災に関する知識の普及
- エ 原子力防災に関する教育・訓練
- オ 通信・連絡網の整備
- カ 原子力防災に関する機器および諸設備の整備
- キ 災害状況の把握および伝達
- ク 災害対策本部に関する事務
- ケ 放射線モニタリングの実施に対する協力
- コ 広報
- サ 避難計画の策定
- シ 住民の退避・避難、立入制限等
- ス 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請
- セ 飲食物等の摂取制限等
- ソ 緊急輸送および必要物資の調達
- タ 飲食物および生活必需品の供給
- チ 職員の被ばく管理
- ツ 災害救助法の適用
- テ 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- ト 広域応援の要請および受入れ
- ナ 汚染の除去等
- ニ 各種制限措置の解除
- ヌ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- ネ 風評被害等の影響の軽減
- ノ 住民相談体制の整備
- ハ 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- ヒ 心身の健康相談体制の整備
- フ 国・県が行う原子力防災対策への協力
- ヘ 広域避難のための避難所の開設

第2 指定地方行政機関

(1) 近畿財務局(大津財務事務所)

- ア 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通
- イ 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
- ウ 原子力災害に関する財政金融状況の調査

エ 国有財産の無償貸付

(2) 近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）

ア 災害対策に必要な国有林木材の供給に関する事

(3) 近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所）

ア 直轄河川の管理

イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事

ウ 応急復旧資機材の整備および備蓄に関する事

エ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事

(4) 近畿地方整備局（滋賀国道事務所）

ア 一般国道（指定区間）の管理

イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事

ウ 応急復旧資機材の整備および備蓄に関する事

エ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事

(5) 近畿農政局（滋賀県拠点）

ア 原子力災害時における応急用食料品の供給支援

イ 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供

第3 陸上自衛隊

ア 災害派遣要請に対する調整

イ 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣

ウ 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

第4 滋賀県

ア 滋賀県防災会議に関する事務

イ 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理

ウ 原災法に基づく立入検査と報告の徴収

エ 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

オ 原子力防災に関する組織の整備

カ 原子力防災に関する知識の普及および情報共有

キ 原子力防災に関する教育・訓練

ク 通信・連絡網の整備

ケ 原子力防災に関する機器および諸設備の整備

コ 環境条件の把握

サ 災害状況の把握および伝達

シ 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務

- ス 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表
- セ 広報
- ソ 住民の退避・避難、立入制限等
- タ 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請
- チ 緊急時医療措置に関する事務
- ツ 飲食物等の摂取制限等
- テ 緊急輸送および必要物資の調達
- ト 飲食物および生活必需品の供給
- ナ 職員の被ばく管理
- ニ 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ
- ヌ 災害救助法の適用
- ネ 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- ノ 広域応援の要請および受入れ
- ハ ボランティア活動の支援
- ヒ 汚染の除去等
- フ 各種制限措置の解除
- ヘ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- ホ 風評被害等の影響の軽減
- マ 住民相談体制の整備
- ミ 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- ム 心身の健康相談体制の整備
- メ 物価の監視
- モ 関係周辺市（高島市、長浜市）およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力
- ヤ 関係周辺市（高島市、長浜市）を除くその他の市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

第5 滋賀県警察本部・大津警察署・大津北警察署

- ア 組織の整備
- イ 食料等の備蓄及び調達体制の確立
- ウ 関係機関との協力体制の確立
- エ 非常時に活用できる通信体制の確立
- オ 通信機能の整備
- カ 通信機能を維持する要員の確保
- キ 通信機能維持に向けた国への積極要望
- ク 情報管理機能の強化
- ケ 関係機関との連絡体制の整備
- コ 情報収集・連絡体制の整備
- サ 避難住民の誘導
- シ 広域交通管理体制の整備
- ス 交通情報の提供体制の整備
- セ 緊急通行車両に係る確認と標章等の交付
- ソ 装備資機材の整備

- タ 警察施設等の整備及び維持管理
- チ 共同訓練等の実施
- ツ 職員に対する教養
- テ 警備体制の確立
- ト 県、市町及び防災関係機関との連携
- ナ 情報収集活動
- ニ 避難指示等に係る措置
- ヌ 住民の退避・避難誘導（広域避難を含む）及び救助
- ネ 病院、障害者福祉施設等に対する支援
- ノ 被留置者等の避難誘導
- ハ 県の区域を越える避難への対応
- ヒ 被災者の捜索及び救出
- フ 検視、身元確認、遺族等への遺体引渡し
- ヘ 警戒区域等における立入制限措置
- ホ 職員の被ばく管理
- マ 通信手段の確保
- ミ 無線中継所機能の維持
- ム 緊急交通路確保等の交通規制
- メ 交通規制等の周知徹底
- モ 犯罪の予防検挙
- ヤ 被災住民等の安全安心の確保

第6 指定公共機関

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

- ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

(2) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

(3) NTT西日本株式会社

- ア 原子力災害時における有線通信の確保

(4) 日本赤十字社

- ア 医療救護
- イ こころのケア
- ウ 救援物資の備蓄及び配分
- エ 災害時の血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分
- カ その他災害救護に必要な業務

- キ ア～カの救護業務に関連し、次の業務を実施
 - ・復旧・復興に関する業務
 - ・防災・減災に関する業務

(5) 日本放送協会

- ア 原子力防災に関する知識の普及の協力
- イ 原子力災害時における広報
- ウ 災害情報および各種指示等の伝達

(6) 日本通運株式会社

- ア 災害対策用物資の輸送

(7) 関西電力株式会社・日本原子力発電株式会社・国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

- ア 原子力事業者防災業務計画の作成および修正
- イ 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営
- ウ 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備
- エ 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検
- オ 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施
- カ 関係機関との連携
- キ 緊急時における通報および報告
- ク 緊急時における応急措置
- ケ 緊急事態応急対策
- コ 原子力災害事後対策の実施
- サ その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力

(8) 西日本高速道路株式会社

- ア 原子力災害時における道路交通の確保等

(9) 独立行政法人水資源機構（琵琶湖総合管理所）

- ア 琵琶湖開発施設の防災管理

第7 指定地方公共機関

(1) 京阪電気鉄道株式会社

- ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

(2) 琵琶湖汽船株式会社

ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

(3) (一社) 滋賀県バス協会

ア 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送

(4) (一社) 滋賀県トラック協会（大津支部）

ア 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送

(5) 株式会社京都放送・びわ湖放送株式会社

ア 原子力防災に関する知識の普及の協力

イ 原子力災害時における広報

ウ 災害情報および各種指示等の伝達

(6) 滋賀県医師会

ア 原子力災害時における医療救護活動の実施

(7) 滋賀県看護協会

ア 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力

イ 災害時における医薬品等の管理

(8) 滋賀県薬剤師会

ア 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力

イ 災害時における医薬品等の管理

(9) 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

ア 災害ボランティア活動の支援

イ 要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。）の避難支援への協力

(10) (一社) 滋賀県L P ガス協会

ア 原子力災害時における施設の整備、防災管理

イ 原子力災害時におけるL P ガス供給と保安の確保

(11) 滋賀県道路公社

ア 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理

イ 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保

ウ 被災道路施設の復旧

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

以下の団体、機関等は、その業務の公共性に鑑み、平素から災害予防活動を推進するとともに、災害発生時においては、市及び県の応急対策活動に対する協力・支援を実施する。

(1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等

- ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の市及び県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林漁業者に対する融資及びあっせん
- エ 被災農林漁業者に対する生産資材の確保あっせん

(2) 大津商工会議所、大津北商工会、瀬田商工会

- ア 災害時における物価安定についての協力
- イ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

(3) 報道機関

- ア 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- ウ 社会事業団等による義援金品の募集配分

(4) 大津市医師会

- ア 災害時における医療救護に関すること。
- イ 負傷者に対する医療活動に関すること。
- ウ 避難所等における被災者等のカウンセリングに関すること。
- エ 救護所等でのリハビリテーション指導に関すること。
- オ 災害時における死亡確認に関すること。

(5) 大津市歯科医師会

- ア 災害時において歯科医療を要する負傷者に対する応急処置に関すること。
- イ 救護所等における歯科治療・衛生指導に関すること。
- ウ 検死・検案に際しての法歯学上の協力に関すること。

(6) 大津市薬剤師会

- ア 救護所等における傷病者等に対する服薬指導、相談に関すること。
- イ 救護所等における医薬品の仕分け、管理に関すること。
- ウ 備蓄医薬品等の輸送に関すること。

(7) 社会福祉法人 大津市社会福祉協議会

- ア 災害ボランティア活動に関すること。

総則 第6節 防災関係機関の事務または業務の大綱

イ 避難行動要支援者の避難支援に関すること。

第2章 原子力災害事前対策

本章は、災害対策基本法および原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

原子力事故による災害は、測定機器等を使わない限り災害の状況がすぐには目にすることができず、さらには災害対策には特殊な資機材を必要とするだけでなく、災害対策に必要な機器の取り扱いや放射性物質や放射線に関する知識、原子力防災に関する知識など専門的な知識も必要とされる。

これらのことから、原子力災害対策における予防措置としては次の点に留意した計画とする。

ア 正しい知識の普及と情報共有（リスクコミュニケーション）

- (ア) 原子力防災に関する知識の普及と情報共有
- (イ) 学校教育における原子力災害に関する知識の普及
- (ウ) 防災業務関係者に対する研修
- (エ) 防災訓練の実施

イ 原子力防災業務の把握

ウ 応急体制の整備

エ 環境放射線モニタリング情報の収集および市民への提供体制整備

オ 災害時における迅速な情報収集・伝達体制・相談体制の整備

また、指針並びに防災基本計画原子力災害対策編、県防災計画の改正状況を踏まえ計画の更新を図る。

第1節 原子力事故災害対策における正しい知識の普及と情報共有

【基本方針】

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、深刻な長期間にわたる影響をもたらすという点で極めて特異なものである。

絶対安全が存在しないことを前提に、リスクと向き合って生きていくためには、伝えることの難しいリスク情報を提示し、合理的な選択を行うことができるような社会を目指す努力が必要である。

このため、正しく知り、リスクを過小評価せず、十分に備えることにより被害の防止および軽減を図るものとする。

第1 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有

(1) 迅速な情報収集と市民等に対する情報伝達

<政策調整部、総務部、健康福祉部（保健所）、産業観光部、環境部、消防局>

原子力発電所で重大な事故が発生した場合において、県から入手した国や県、原子力事業者からのモニタリング情報、市域に設置されたモニタリングポストによる観測情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等の各種の情報を迅速に把握する体制を整備するとともに、これを市民や観光客等の一時滞在者に伝達するための体制を整備する。

(2) 環境放射線モニタリングの情報提供

<総務部、健康福祉部（保健所）、環境部>

市は、市内2箇所に設置された環境放射線モニタリングポストによる計測結果や、県が所有するモニタリング車の活用を図ることなどにより、放射線測定のための機器を確保し、環境放射線モニタリング情報の提供に努める。

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持に努めるとともに、緊急時における迅速な運用体制を整備する。また、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、次のとおりの整備を計画している。

ア 平常時より環境放射線モニタリングを実施するために必要な体制の整備

イ 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施体制の整備

(3) 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

<総務部、健康福祉部、環境部>

ア 南北に広大な本市では、原子力発電所との位置関係により原子力災害の切迫性が地域間で異なると考えられることから、市は、優先度に配慮をしながら、原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うものとする。

イ 放射線や原子力災害医療等に関する専門家の監修の下、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、わかりやすい情報提供に努めるものとする。

第2 学校教育における原子力災害に関する知識の普及

<教育委員会>

市は、学校教育の場においても、原子力災害に関する知識の普及に努めるものとする。

第3 防災業務関係者に対する研修

<全部局>

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国や県等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、防災関係者の資質向上に努める。

第4 防災訓練の実施

<総務部、消防局、防災関係機関>

原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから原子力災害を想定した防災訓練を実施し、市職員の防災対応力や市民の防災意識の高揚に努める。

第2節 県が行う原子力事業者の防災業務の把握

<総務部、滋賀県、原子力事業者>

【基本方針】

福島第一原発の事故による国の緊急措置で「防災対策を重点的に充実すべき地域」の拡大変更が生じ、高島市や長浜市が「原子力災害対策を重点的に充実すべき地域」に含まれることとなった。

このため、県は、原子力事業者が原子力事業所の運転等にあたり、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）等の関係法令を遵守し、放射性物質または放射線の放出等による原子力災害の防止について万全の措置を講じているか把握する必要がある。

これに伴い、関係法令に基づく原子力事業者の防災業務が適切に講じられているか常に把握するための項目および対応は、次のとおりである。

ア 原子力事業者防災業務計画に関する協議

イ 防災要員の現況等の届出の受理

(ア) 原子力防災要員の現況

(イ) 原子力防災管理者等の選任等

(ウ) 放射線測定設備等の現況把握

市は、県が行う原子力事業者防災業務計画に関する協議や立ち入り検査等の状況を把握するものとする。

第3節 平常時からの国、県の防災体制に関する連携に向けた情報の収集

<政策調整部、総務部>

【基本方針】

県は、県防災計画の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）における情報収集、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策、広域連携などを含めた緊急時の対応、原子力防災に関する専門家等に指導・助言を求めるなど、今後、国との防災関連機関とで緊密な連携が必要となってくる。

市は県を通じて平常時より原子力防災専門官からの情報を入手するなど、県と密接な連携を図るものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

【基本方針】

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

<総務部、消防局、滋賀県、防災関係機関>

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県と連携し原子力事業者と防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制を図るものとする。また、情報の収集・連絡体制について、次に対応できる体制の整備を図るものとする。

- ア 県からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先）
- イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段）
- エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段や連絡先）

(2) 機動的な情報収集体制

<全部局、警察、防災関係機関>

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

<総務部>

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 移動通信系の活用体制

市は、県や関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(5) 関係機関等との情報共有体制

<政策調整部、総務部、滋賀県、防災関係機関>

市、県や他市町、防災関係機関との分析情報の共有体制を構築・整備するものとする。

第5節 情報の分析・通信手段の確保

【基本方針】

市は、県や関係機関と連携し、情報の分析・蓄積および通信手段等を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第1 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

<総務部、全部局>

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制を県と連携し整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

<政策調整部>

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう県と連携し、整備に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

<政策調整部、健康福祉部（保健所）、環境部、消防局>

市は、県と連携して応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料の適切な整備に努めるものとする。

第2 情報の収集・連絡への備え

(1) 情報通信手段の多重化・充実

<総務部、消防局、企業局、滋賀県、NTT西日本㈱>

災害による被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町、都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、消防救急デジタル無線、高機能消防指令システム、消防局高所監視カメラシステム、滋賀県防災行政通信無線、防災行政無線、IP無線、衛星携帯電話、災害時優先電話、滋賀県防災情報システム、大津市総合防災情報システム等を活用する。また、情報伝達手段の多重化や充実を図っていく。

第6節 災害応急体制の整備

【基本方針】

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について具体化するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

第1 警戒配備をとるために必要な体制等の整備

<総務部、全職員>

市は、情報収集事態もしくは警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

<総務部、全職員>

市は、警戒事態の発生を認知した場合は、副市長を本部長とする災害警戒本部を、また、施設敷地緊急事態発生の情報入手した場合、もしくは原子力緊急事態宣言が発出された場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

第3 長期化に備えた動員体制の整備

<総務部、全職員>

市は、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第4 防災関係機関相互の連携体制

<総務部、防災関係機関>

市は、平常時から、県、他市町、指定地方行政機関等の防災関係機関と原子力防災体制において相互に情報交換し、各機関の役割分担を予め定め防災対策に努める。

第5 消防の相互応援体制

<消防局>

市は、消防の応援について平常時から地方自治体間で消防相互応援のための協力・連携体制の構築に努める。

第6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

<総務部>

市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備について必要な準備を整えるものとする。

第7 複合災害に備えた体制の整備

<総務部>

市は、県等と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画を見直し備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じないように要員・資機材の投入の判断を行うように努めるとともに関係機関への支援を仰ぐ。

第8 人材および防災資機材の確保等に係る連携

<総務部>

市は、地震による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、県等と連携を図る。

第7節 避難収容活動体制の整備

【基本方針】

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる避難収容活動体制の整備に努める。

第1 避難計画の策定

<総務部、消防局、滋賀県、警察、自衛隊、防災関係機関>

市は、県と連携し、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定する。

第2 避難体制の整備

<総務部、消防局、滋賀県、警察、自衛隊、防災関係機関>

市は、県の協力のもと、屋内退避及び避難のための体制の整備に努めるものとする。

第3 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

<総務部、市民部、健康福祉部、都市計画部、教育委員会>

市は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定するものとする。また、指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮し、広域避難体制を整備するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

<建設部>

市は、県と連携し、市民等の避難・移送に必要な資機材・車両等を確保するための体制整備に努めるものとする。

(3) 避難者受入れ体制の整備

<総務部、市民部、健康福祉部、教育委員会>

市は、県と連携し、UPZからの避難者を受入れる体制の整備に努める。

第4 要配慮者等の避難体制の整備

<市民部、健康福祉部、産業観光部、教育委員会>

市は、県の協力のもと、高齢者、障害者、外国人、妊産婦など要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するとともに、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し取り組むものとする。

第5 市民等の避難状況の確認体制の整備

<総務部>

市は、屋内退避や避難の指示等を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。なお、市は避難状況の確実な把握に向けて、市民等が市の指定した指定避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第6 指定避難所・避難方法等の周知

<総務部>

市は、指定避難所や屋内退避等について、日頃から市民への周知に努めるものとする。

第8節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

【基本方針】

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる救助・救急活動、資機材等の整備に努める。

第1 救助・救急活動用資機材の整備

<総務部、消防局>

市は、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努めるものとする。

第2 医療機関との連携

<総務部、健康福祉部（保健所）、消防局、独立行政法人市立大津市民病院、滋賀県、日本赤十字社>

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第9節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

【基本方針】

災害発生時の災害応急対策を円滑に行うため、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第1 情報伝達体制の整備

<政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、産業観光部、消防局、企業局>

- ア 市は、県と連携し、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるように努めるものとする。
- イ 市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- ウ 市は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等の整備に努める。
- エ 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、高齢者、障害者、外国人、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- オ 市は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、テレビ、ラジオ、携帯端末の緊急速報メール機能等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

【基本方針】

国および県、原子力事業者は、緊急時において、次に示す情報の収集・連絡及び影響の把握を行なう。

第1 国および滋賀県と原子力事業者が行う情報の収集・連絡および影響の把握

<総務部>

(1) 原子力規制委員会からの情報収集事態発生時の連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生およびその後の状況について、県等に対して情報提供を行うものとされている。

(2) 原子力事業者からの警戒事象発生時の通報

原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに国、県、関係機関等への連絡を行うものとされている。

(3) 原子力規制委員会からの警戒事態発生時の連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知した場合、または原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生およびその後の状況について、県等に対して情報提供を行うものとされている。

(4) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生時の通報

原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、県、警察等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

(5) 原子力緊急事態宣言発出時の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、警察等に連絡するものとされている。

(6) 原子力防災専門官等からの連絡

原子力防災専門官等、現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

(7) 受信事項等の連絡

県は、関係周辺市等との間において、上記により把握した状況等を必要に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするとされている。

第2節 活動体制の確立

【基本方針】

原子力応急体制に関する活動を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

第1 市の活動体制

(1) 動員体制

<総務部、全職員>

職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。

なお、下記の各フェーズはいずれも県からの情報提供に基づく。

	配備するレベル	配備体制
情報収集事態 【フェーズ1】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。 (2) 滋賀県から原子力規制委員会による情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。 (必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報を収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。) (3) その他危機管理監が警戒配備体制を決定したとき。	警戒配備 (危機・防災対策課は登庁)
警戒事態 【フェーズ2】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。 (2) 滋賀県から原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。 (3) 県から原子力防災管理者が警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4) その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置

施設敷地緊急事態 【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象	(1)原子力防災管理者から滋賀県に原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (2)原子力規制委員会から滋賀県に施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (3)福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4)その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部 【第3配備体制】 の設置
全面緊急事態 【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言	(1)原子力規制委員会から滋賀県に全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (2)内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	

(2) 情報収集事態【フェーズ1】における活動体制

<総務部、全職員>

ア 警戒配備体制の決定

福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したときや、滋賀県から原子力規制委員会による情報収集事態の発生したことの連絡があったとき、または危機管理監が必要と認めた場合、別表フェーズ1に示す警戒配備体制により活動するものとする。

イ 業務内容

関係する職員は、それぞれの担当に係る情報の収集を行うものとする。

ウ 警戒配備の解除基準

- (ア) 事故に至るものでないことが確認できたとき。
- (イ) 原子力事業所の事故が終結したとき。
- (ウ) 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

(3) 警戒事態【フェーズ2】における活動体制

<総務部、全職員>

ア 災害警戒本部の設置

福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したときや福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき、または滋賀県から原子力規制委員会による警戒事態が発生したことの通報を受けたとき、県から原子力防災管理者が警戒体制を発令したことの連絡があったとき、別表フェーズ2に示す災害警戒本部を設置するものとする。なお、災害警戒本部の組織および運営は、「大津市地域防災計画（風水害等対策編）」に定めるところによる。

イ 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 施設敷地緊急事態【フェーズ3】における活動体制

<総務部、全職員>

ア 災害対策本部の設置

滋賀県を通じて、原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡または、原子力防災管理者から滋賀県に原災法第10条第1項に定める通報を受けたとの連絡があったとき、また福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことの通報を県から受けたときは、別表フェーズ3に示す災害対策本部を設置するものとする。なお、災害対策本部の組織および運営は、「大津市災害対策本部運営要領」の定めるところによる。

イ 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなったと認めたとき。

(5) 全面緊急事態【フェーズ4】における活動体制

<総務部、全職員>

ア 災害対策本部の継続（フェーズ3より継続）

市は、滋賀県を通じて、原子力規制委員会から全面緊急事態に至ったとの連絡があったとき、緊急事態応急対策を講じている国あるいは、災害対策本部を継続している県と連携を図り体制を確保するものとする。

イ 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、フェーズ3の条件と同様とする。

第2 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

<総務部、消防局>

市は、必要に応じ、県や他市町等に対し応援要請を行うものとする。

(2) 職員の派遣要請等

<政策調整部、総務部>

市長は、応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、県を通じて国に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。また、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第3 自衛隊の派遣要請等

<総務部、滋賀県、自衛隊>

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、県に対し派遣の要請を要求するものとする。また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第4 防災業務関係者の安全確保

<総務部、健康福祉部（保健所）>

市は、応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

市は、県等と相互に緊密な情報交換を行うとともに、防災資機材の整備等防災対策に必要な措置がとれるよう努める。

また、防災業務関係者の被ばく管理について、県の指標に基づき緊密な連携による被ばく管理ができる様に体制の整備に努める。

第3節 屋内退避および避難等の防護活動

【基本方針】

住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、避難等に関する指標、避難等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図るものとする。

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 屋内退避および避難等に関する指標

<総務部、消防局、滋賀県、防災関係機関>

原子力規制委員会で定めている原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、次のとおりである。この防護措置基準は、IAEAにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して、具体的な実施内容について判断し、実施不可能の拒否返答、指示範囲の拡大ないし縮小、指示される時間の妥当性と代替案、立ち退き先についての格別の要望、指示実施に対する広報運用等についての格別な支援上の要求事項等を国・県に対して具申するものとする。

防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とし、国や県より市にその旨が伝達される。

応急 第3節 屋内退避および避難等の防護活動

[防護措置基準]

O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等にスクリーニング(避難後退域時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施
早期防 早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg				

			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および等が測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(2) 屋内退避、避難誘導の方法

＜総務部、健康福祉部（保健所）、建設部、消防局、滋賀県、警察、自衛隊、防災関係機関＞

避難等の対策を決定したときは、（別表）「防護措置基準」により、屋内退避、避難の指示等の措置を行うものとする。避難等の方法にあたっては、放射性物質または放射線の放出状況、避難場所、輸送手段、避難者・物資の状況や避難誘導に係る人員等を考慮するとともに、県、防災関係機関と連携し実施するものとする。

なお、感染症拡大のおそれがある状況下においては、感染症対策の観点を取り入れるものとする。

(3) 避難者受入れ要請・受入れ先の確保

＜市民部、健康福祉部、教育委員会、避難所施設所管部局＞

避難対象区域の住民がその区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合や、県から収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示を受けた場合、市は避難者の受け入れに協力するものとする。

(4) 避難者搬送計画

＜政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、健康福祉部（保健所）、建設部、教育委員会、消防局、滋賀県、警察、防災関係機関＞

要配慮者等の事前避難・避難指示が生じた場合、放射性物質あるいは放射線の影響を避けるため、あるいは要配慮者の状況により退避所・避難所への退避・避難ができない場合等のような避難車両が必要となる場合は、県や防災関係機関と連携のもとに避難に必要な車両を確保する。

市および防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、相互に連絡・調整を行い、また、警察は緊急輸送を確保するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行う。

(5) 要配慮者等への配慮

<総務部、市民部、健康福祉部、健康福祉部（保健所）、こども未来部こども総合支援局、産業観光部、建設部、教育委員会、消防局、滋賀県、警察、防災関係機関>

屋内退避又は避難が必要となった場合は、市は県の協力のもと要配慮者等に配慮して適切に避難誘導し、安全かつ迅速に避難行動を行う。また、特に、放射線の影響を受けやすい妊婦、乳幼児および児童、通訳が必要な外国人についても十分配慮する。

第2 避難所

<総務部、健康福祉部、避難所施設所管部局>

市は県と連携して、避難所に避難してきた住民の氏名、年齢、避難先、避難にかかった時間、住民の健康状態に係る状況把握に努めるとともに、必要に応じて医療サービスの提供に努める。

第3 飲食物、生活必需品等の供給

<健康福祉部（保健所）、産業観光部、企業局>

市は、県及び関係機関と協力し、避難所に避難してきた住民の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

第4節 飲食物の摂取制限等

【基本方針】

市は、県、または県を通じた国からの指示・要請に基づき、飲食物の摂取制限、出荷制限等の必要な措置を実施する。

第1 農林水産物の採取および出荷制限ならびに飲食物の摂取制限

<総務部、産業観光部>

食品衛生法に基づく規制値を超える食品が見つかった場合、県を通じた国からの指示・要請に基づき、市は県が行う農林水産物の生産者、出荷機関および市場の責任者等に対する出荷制限や摂取制限が適正に行われるよう支援する。

第2 飲料水および飲食物の確保・供給

<総務部、企業局、滋賀県>

県が飲食物の摂取制限等の措置を市に要請した場合は、市は県と協力して飲料水および飲食物の確保・供給のための応急措置を講じる。なお、琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、放射性物質による琵琶湖水への影響が最大10日間程度残るといふ県の影響予測結果を考慮するものとする。

第5節 緊急輸送活動

<建設部、滋賀県、防災関係機関>

【基本方針】

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、県等防災関係機関と調整の上、輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘察し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。また、交通規制に当たる各道路管理者及び交通規制者と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するものとする。

第6節 医療体制の確保

<健康福祉部（保健所）、消防局、滋賀県、日本赤十字社>

【基本方針】

市は、必要に応じて滋賀県が行う緊急時医療活動について協力する。また、国や他の機関が保管している安定ヨウ素剤を避難所等に搬送する必要がある場合や、滋賀県等の指示により予防服用が必要となった場合は、住民に服用を行うように伝達する。

第7節 市民等への的確な情報伝達活動

【基本方針】

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 市民等への情報伝達活動

(1) 市民等に対する情報の提供

<全部局>

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり小さくするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

市民等への情報提供にあたっては県と連携し、情報の一元化を図るとともに、市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

(2) 情報伝達の内容

<全部局、警察、防災関係機関>

情報伝達にあたっては、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。なお、生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

<政策調整部、市民部、全部局>

市は、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

【基本方針】

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 放射線モニタリングの実施と結果の公表

<健康福祉部（保健所）、環境部>

市は、原子力緊急事態解除宣言後、滋賀県、原子力事業者が行う放射線モニタリング結果の情報収集に努め、その情報を市民へ速やかに公表する。

第2節 影響調査の実施等

<政策調整部、総務部、産業観光部>

市は、県の指示と協力により、必要に応じ災害時における規制措置等により物的損害を受けた市民等の損害賠償等に資するため、農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、また災害対策措置状況等の状況に関する資料を整理する。

第3節 風評被害等の影響の軽減

<政策調整部、産業観光部>

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または、影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の促進のための広報活動を行う。

第4節 健康相談体制の整備

<健康福祉部>

市は、国及び県とともに、居住者等に対する健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第5節 各種制限措置の解除

<健康福祉部（保健所）、警察、企業局>

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除に必要な措置の実施状況を確認する。

第6節 復旧・復興事業からの暴力団排除

<総務部、建設部、企業局、警察>

市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、警察に対し「事務事業からの暴力団排除に関する

合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

大津市地域防災計画 【原子力災害対策編】

作 成 平成 25 年 3 月
修 正 平成 25 年 7 月
修 正 平成 26 年 7 月
修 正 平成 29 年 2 月
修 正 平成 30 年 3 月
修 正 平成 31 年 3 月
修 正 令和 2 年 7 月
修 正 令和 3 年 3 月
修 正 令和 4 年 3 月
修 正 令和 5 年 3 月
修 正 令和 6 年 3 月
修 正 令和 7 年 3 月
修 正 令和 8 年 3 月

編集：大津市防災会議
大津市

庶務：大津市総務部危機・防災対策課
大津市御陵町 3 番 1 号
TEL 077-528-2616 (ダイヤル)
E-mail : otsu1223@city.otsu.lg.jp
